

令和4年度第2回男女平等推進市民委員会議事録

1. 日時 令和4年(2022年)7月7日(木)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員10名
委員 太田委員長、本田貴子副委員長(オンライン)、遠藤委員、齋藤真希委員、齋藤美帆委員、巢内委員(オンライン)、林委員(オンライン)、本田恒平委員、山下委員、吉川委員
事務局 3名(吉田市長室長、鈴木係長、岩元主任)

【太田委員長】 第2回国立市男女平等推進市民委員会を始めます。

本日からオンラインでの参加の方がいて、今後も会場とオンライン併用ということで進めていくこととなります。私もこの委員会でのオンラインというのは初めてで、どんなふうになるか楽しみです。オンライン参加の方も積極的にご発言をお願いします。本日オンラインでご参加の方は3人いらっしゃって、巢内委員が少し遅れて来られるとのことでした。

まず事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

【事務局】 (資料確認)

【太田委員長】 本日の審議内容について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 次第に沿って、議題1として前回お配りした答申書の概要をご説明させていただいた後に、議題2として提言のうち5項目の施策実施状況をお話しさせていただきます。

【太田委員長】 本日は答申の概略を確認した後、前回の委員会から出された19項目の提言うちの5項目について実施状況を点検していこうという内容になっています。

では、まず「中間評価答申について」、概略を事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 推進計画の最終評価ということが今回の諮問事項になるわけですが、どういう形で最終評価を行っていくのかをご説明します。

第5次の点検評価答申ですが、これは令和2年3月にできたものです。大きな1として「点検評価の目的」というタイトルです。こちらは中間評価ですので、この8年間の計画の中間年、平成31年度にそれまでの前半部分の計画がどのように進行できたのか、またはできなかったのかということをご点検したものです。その点検した内容をこの委員会の皆様から答申という形で頂いたというものです。

その次の体系図が第5次の推進計画の大きな見出しも含めた体系になります。左側に基本理念「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」とありまして、その次に4つの基本目標、その隣が10個の課題、そして最後にそれぞれの施策という形でつながっているという体系です。

その次、現在の皆様の委員会の1期前という形になりますが、10名の委員の皆様にご議論いただきました。今期の委員の皆様で言いますと、遠藤委員、太田委員長、本田副委員長、山下委員の4名の皆様には前回の中間評価の際にもお世話になりました。

実際はどのような形で評価をしていったのかということですが、大きな4の「点検・評価の基礎資料」という形で、評価をするに当たって参考としたものとしては、まず(1)の多様な性と人権に関する市民意識調査の報告書です。その点検・評価をする際に、市民3,000人を抽出して意識調査を行いました。この調査の設問項目もこの委員会内で議論をした上で設定しています。そこで出て

きた市民の皆さんの意識、回答というものを含めて評価を行ったという形です。

(2)の推進状況調査報告書は、8カ年の計画を市役所の内部でそれぞれの部署がどうだったのか、できたのかできなかったのか、課題は何かということを毎年度評価しているものです。こちらもこの委員会の中で資料として皆様にはチェックをしていただきました。

(3)の担当課ヒアリングですが、評価をするに当たり、特定の部署の課長級、係長級の職員を対象にこの委員会でヒアリングしていただきました。図表5は文書で質問を行った部署です。

その結果、10個の課題ごとにこの委員会内で19の提言を頂いたという形になります。例えば、課題1の「男女平等・男女共同参画の意識づくり」に対して、委員会内で議論されたものが「評価」というところに書かれています。また、提言1の「LGBTを含む多様な性」というところからは、委員会としての提言になります。課題として書かれた中で、意識調査や各課の評価を見た上で、委員会としてこういう観点で進めてもらいたいという提言が全部で19あります。

今回の最終評価の議論の進め方として、この答申を基に、この19の提言が後半の下半期でどこまで進んだのか、この提言に書かれたものができたのか、できなかったのかということを中心に議論を進めていただく形がよろしいのではないかとというのが事務局の提案です。その中で、横に広がっていくこともあると思いますし、ここには書かれていないけれども、昨今の課題、例えば生理の貧困の課題といったものが出れば、別途そこも議論いただくという形でよろしいのではないかと思います。

本日も一旦その前提で関連資料をご用意させていただいておりますが、進め方について皆様で議論いただければと思います。

【太田委員長】 今、ご説明いただいたとおりですが、この令和2年3月に出された答申書で、10の課題に対して19の提言が出されましたが、このときの評価と今現在の進捗状況がどのようになっているかというのを1つ1つ確認しながら点検していこうという進め方のご提案がありました。私もそのように進めたいと思いますが、皆様からこの進め方について、ご意見、ご質問などありますでしょうか。また、新たな問題の提起であるとか、この提言以外のことでのご提案というのは、この一通りの作業が終わった後に別途機会を設けたいと思います。

では、そのように進めさせていただくということで、お願いします。今ご承認いただいたような進め方で、本日の議論をしていきたいと思います。本日は19の提言のうちの5つの項目について、皆様からご意見を頂くという形で進めたいと思います。

まず、課題2に対する提言1の「審議会・委員会等の女性委員の性別比率を増やす具体的な改善策の提示」から確認をしたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 答申書では課題1から順番に並んでいますが、本日も用意した資料は、課題2ということで、途中からになっています。ヒアリング等がすぐにできるものから順番にご用意いたしましたので、順番になっていないところをご理解いただきたいと思います。

【事務局】 第5次男女平等・男女共同参画推進計画に、1つの審議会内における男女委員の割合をそれぞれ30%以上にするというものがあります。計画期間の令和5年度までに全ての審議会のうち90%をそのように達成するというのが目標です。この計画は平成28年にできたものですが、そのときに審議会運営全般に関する要綱を作り、この中で明文の規定として、男性と女性の両方とも1つの審議会の中で30%にするという、クオータ制の努力目標を定めています。

この目標の対象となる審議会は、基本的には全部の審議会ですが、行政委員会と呼ばれる教育委員会や選挙管理委員会など、独立して行政権を行使するような会議体は除いています。

令和3年度の審議会の状況ですが、全審議会というのが令和3年度中に1日でも委嘱されていた審議会、開催審議会というのが令和3年度中に1回でも開催されたことのある審議会です。審議会によっては委嘱期間が継続していても、何もないと開催しないという審議会もありますので、それを除いたものが開催審議会です。この計画で追っていつている数値は開催審議会です。令和3年度時点で3割を達成している審議会が52%で、目標の90%に比べると大分低いところです。

これまでの推移としては、この計画ができる前の平成27年度に42%だったのが52%まで増えています。90%には及んでいません。女性委員の全審議会の中の割合は、平成27年度に27%だったものが、令和3年度に30%まで少しだけ増えています。一方、女性委員が1人もいない審議会というのは、平成27年度に21%だったのが、令和3年度は7%まで顕著に減少しています。

そこで、男性と女性を集計する際に、その集計の方法をどうするかという点です。これまで一般的に、審議会を所管するそれぞれの課が各委員の見た目や名前で、男性か女性かを集計していました。昨年の8月に国立市として整理して、その後は原則として応募書類や承諾書に性別欄を設けて、それに基づいて性別を集計するというルールにしています。ただし、全ての審議会と同じようにできるとは限らないので、難しい場合には今までどおりの方法でやむを得ないという整理にしています。

その次、令和3年度中に委員が委嘱されている審議会の一覧です。行政委員会を除くと58あります。この計画の中で追っている数字としては、1回以上開催している審議会なので、未開催のものを除いて集計したところ、52%の審議会が3割の目標を達成しています。

各審議会の中で女性割合が30%未満あるいは70%超である審議会については、この目標を達成していないということで、先月、市長室が各所管課にヒアリングしました。令和5年度までに30%を達成できそうなのか、達成できないとしたらどういう理由があるのかということヒアリングした内容をヒアリング結果として記載しています。例えば地方公共交通会議ですと、女性が17人中1人で6%しかいません。タクシー関係などの審議会ですが、タクシー業界は男性ばかりなので女性委員は難しいというようなことが、ヒアリング結果として分かっています。各審議会の委員の一覧を見ていただくと、各委員がどういうところから選出されているか肩書のところから出ています。

都内区市の審議会の女性委員の割合一覧を見ていただくと、小平市や武蔵野市は40%を超えています。割合が高い理由としては、小平市や武蔵野市では、審議会全体の中に学校関係の協議会、保護者の方が集まるような協議会が多いようで、そこは女性が多いので全体として女性の比率が高くなっているということのようです。

前回この委員会で審議会の性別比の課題について頂いた提言としては、目標に達成しそうにないので、達成状況を点検するチェック機能を新たに設けてほしいということや、全庁的に通知を出すとか、達成できない場合にはその具体的な理由を審議会立ち上げの際の決裁文書に各所管課が明記してほしいとか、そういった内容です。

それに対して、政策経営課のほうで実施状況を回答したものが所管課回答として記載してあります。公募市民枠では50%くらいとなっていますが、学識や市職員、関係団体から推薦いただくような部分で男性に偏っているということや、そもそも性別というところだけで審議会の委員を選ぶのがどうなのか、90%という目標を立てたはいいけれども、現実的ではないのではないかとというのが政策経営課からの回答になっています。提言に対する実質的な取組としては、政策経営課はこれまで特段行って来なかったという形です。

先ほどご説明いたしました性別集計の扱いに関する議論の中で、この3割というルールがあって、

性別集計はこうしていくという通知を、昨年8月に市長室から各課に出しています。また、今年の2月に男女平等参画兼DV対策推進連絡会という各課の係長が集まる連絡会があったのですが、そちらでも改めて昨年8月に出した通知内容を説明して、この3割という目標をどう達成していくかという説明を市長室からしています。

この提言の中では、審議会全般に関するもののほかに、防災に関する部分があります。防災会議という審議会がありますが、そちらも女性割合が少ないので、改善していこうという提言を頂いています。また、防災会議の中で、女性の意見を吸い上げるのが難しいということであれば、別の形で女性や性的マイノリティ、しょうがいしゃの方の意見を吸い上げるような取組をしてほしいという提言を頂いています。これに対する防災安全課の回答としては、防災会議は25人中2人しか女性がいなかったのが、推薦団体の人事異動の関係で今は女性が5人入っているとのこと。全体の20%なので、他市に比べると比較的高いほうですが、30%というところには到達していません。

総合防災計画という国立市の計画がありますが、現在その改定作業に入っていて、その中で女性やしょうがいしゃの方の意見などを反映していきたいということです。防災会議とは別に、避難所運営委員会という避難所運営のための地域の方の集まりがあるのですが、そちらは男女偏りなく集まっているようで、しょうがいしゃの方も参画しているので、意見を吸い上げて、総合防災計画に反映していきたいということでした。

【太田委員長】 この提言に関しては、審議会・委員会等の女性委員の性別比率を増やすための具体的な改善策の提示を求めたいということで、特に政策経営課と防災安全課に対応をお願いしていたところ。令和5年度に男女とも30%以上になっている審議会の割合を9割というのが目標で、これはなかなかチャレンジングな目標だと思いますが、現在52%ということで、目標にはかなり及んでいない状態です。女性委員の割合としては全体をならすと30%には達しているということですが、たくさんある審議会・委員会を9割まで持っていくというのは、なかなか簡単ではないという現状であるということが確認できました。ご意見、ご質問などある方はお願いします。

【本田恒平委員】 防災安全課の女性委員が全25人中5人というのは、増えてきているからいいでしょうというニュアンスなのか、これからもっと増やしていくというニュアンスなのか、どうですか。

【事務局】 防災安全課の回答としては、増えてきた理由としては、あくまでその選出団体の人事異動の関係で、そのポストにたまたま女性が就いたという説明です。推薦団体からも基本的には長が出てきますので、女性をというお願いはできず、積極的に増やすのは難しいという回答でした。

【本田恒平委員】 ヒアリング結果で、今後改善していくという方針の審議会が多いのは喜ばしいと思いますが、目についたのがまちづくり審議会で、「性別で委員を選んでいない」、「前委員の紹介など」というような回答で、縁故的なつながりで委員を選んでいるということだと思います。性別で委員を選んでいないという回答だと、そもそもクオータ制の意味はということになってしまい、この回答に関しては何とかなるのか、認識のすり合わせで改善に向かうのか、何かコンセンサスを取れる部分なのかなと思いましたがどうでしょうか。

【事務局】 まちづくり審議会もそうですが多くの所管課に言えることとして、クオータ制といってもどのくらいのレベル感なのか、女性を絶対に入れなければいけないのか、それともそこに向かって努力していればいいのかとか、市長のトップダウンで絶対3割だということであれば絶対入れなければいけないけれども、そうでなければ経験などで性別にかかわらず選びたいということだと思います。

【本田恒平委員】 まちづくりというテーマで扱っているのであれば、半分強制的に増やしてもいい

のではないかと思います。保守政党の言っているようなことと類似するような言い分なので、ここは何とかなるような気がしました。

【山下委員】 私も同じような問題意識を持っていて、多分2つの次元があって、1つは充て職でそれぞれの団体のトップが男性なのだという言い訳パターンと、もう1つは性別で選んでいないとか、女性だからというので入れるのはどうかと、市の職員が考えてしまっているということです。

1つ目のほうも問題で変えていかなければいけないことですが、2つ目はもっと変えていけるはずで、性別で選んでいないとか何で女性だから入れなければいけないのかという市の職員の方々の意識を変えていくことがすごく大事だと思います。数字がどうしても目標で具体的にあって、それを目指してとなるのですが、もっと単純な話というか、男女共同参画、この言い方も本当は男女平等とはっきり言いたいのですが、共同参画といっている以上は男性だけの集まりで市の政策を決めていいのかと、ただそれだけのことが、実は市の職員の方にもすとんと落ちていないのではないのかと思います。

充て職という言い訳についても言いたいことがあって、例えば子ども家庭支援関係のものがあります。私も児童虐待の関係をやっていますが、多分これは要対協で代表者が年に1回だけ顔合わせする会と、実務的なことをする会があって、代表者が年に1回集まるものは男性がすごく多いのに、実務を担当する会になると、逆に女性ばかりになって男性が足りていない。この構図自体が本当におかしいと現場の人たちが気づかなければいけない。代表者会議は、一般的には顔を合わせているだけで何の議論もせず形式的にやっているもので、ここは充て職ですが頑張って女性を入れなければいけないかという、あまりそんなことはない。ほかのものだと、内視鏡健診の協議会についても、そこは別にいいのではないかとか、めりはりがあってもいいと思います。

充て職についても、例えば会長や代表が男性だとしても、時々所用があって代理で来るという場合もありますよね。必ずしもその人でなくても、会議体場にきちんと女性と男性がバランスよく集まることで、建設的な意見ができるようにとか、最終的にはバランスよくみんなで集まって議論する方法は工夫できると思います。

【太田委員長】 優先順位を高め、本気度を出すというすり合わせをしてほしいというご意見だと受け止めました。ほかの皆様、いかがでしょうか。

【齋藤真希委員】 山下委員のおっしゃるとおりだと思っていて、私は大企業に勤めているのですが、「とはいっても」みたいなものを皆さんすごく言うのです。スキルが高い男性のほうを外に出したいという思いが偉い人たちの中にあつたとしても、そこに女性の目が入ることによってどういう意義があるのかというのを説明すると分かったりするんで、まちづくりに女性の手が1つも入らなくてよかったのでしたっけと言われると、「ああ、そうかも」と思うのではないかと思います。この辺りの説明というのは、どのようにされているのでしょうか。充て職なのでとか性別で選んでいないとおっしゃっている皆さんがすとんと落ちていないところに対して、ここに来ていただいたら説明するのにとします。

【太田委員長】 これについては政策経営課のほうで各部署に働きかけて、具体的な改善策を求めていってほしいという提言だったわけですね。最近ヒアリングをしたり、こういった資料を作っていたりしているけれども、これまであまり十分ではなかったのではないかといいところかと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】 各審議会は当然それぞれの所管課があるのですが、全体的な調整は政策経営課が所管しています。政策経営課で、何らかの改善策を取っていくべきところではあるのですが、政策経営課自身の審議会が1つも達成できていないということもあります。女性の割合を無理に上げていくという

ところが、政策経営課の中ですとんと落ちていないのではないかとこのところでは、まちづくり審議会でも、どの程度のレベル感で性別というところを優先するのか。専門分野には男性が多く、女性はほとんどいないという回答でした。そこをどれだけのレベル感で女性を引っばってくるのか、そのあたりが落ちていないのではないかと思います。

【事務局】 審議会の委員を決めるプロセスとしては、有識者の皆さんについては担当する部署からお声がけさせていただいています。そのプロセスと、応募いただいた方を選考で決めていくという形の、大きく分けて2層で決めます。有識者の方たちを決めていくというのは、各所管課でどういった専門性のある方に入ってもらいたいかで動くわけなので、ここでいかに性別の部分にもしっかりと意識を持って選ばせていただくかが重要になると思います。

今の社会の構図をそのまま引っ張って選ぶとすると、男性が多くなるというのは、ある種自然なことです。各所管課がそこに強い意識を持って選んでいくというところにある程度の時間をかけていくことが必要になるので、全庁の職員の認識が課題であると思います。市長室からいくつかの部署にヒアリングしても、そこが十分に伝わっていないと思います。ここは審議会だけの問題ではありませんが、意識を変えていかなければいけない部分があると思います。

【遠藤委員】 専門性や従来のごとで選ぶのではなく男女平等の視点で決めていくというのがクォータ制の意義で、それを外したらやっている意味がないのです。選ぶ基準として、他のところで選ぶときはそれでいいけれども、この視点で点検していくときには、経験だとか学識のレベルではなくて、半分入れると、何とかならないのかと考えていくという決意というか勇気が要るのだと思います。従来のごとくと言っていると、わざわざこうする意味がないので、ぜひ内容以前に、もうこれでいくのだという決意をすべきなのではないかと思います。

【太田委員長】 立てた目標がかなり高いものであったというのは事実かもしれませんが、それを言い訳とせず、あるいはそれぞれの事情を言い訳とせず、この目標達成に向けて私たちの委員会としてもぜひ強い姿勢で達成を求めていきたいと、そのように皆さんお考えかと理解いたしました。

次に、課題8の「LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援」という課題に対して、提言1の「同性パートナーシップ制度の早期創設」という提言がありましたが、この提言に対する現状について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 こちらの提言は令和元年に頂きましたが、その後同じ前期の委員会でパートナーシップ制度についてもご検討いただき、令和3年4月から国立市でもパートナーシップ制度を開始しました。

現在まで19組が利用しており、特徴としては、都内だと性的マイノリティか同性間に限定されていたパートナーシップ制度を、千葉県や神奈川県内の自治体の例を参考に、異性間の事実婚にも適用範囲を広げています。また、全国初のこととして、市内在住者だけではなくて、在勤・在学者も対象とする制度にして、現在まで2組の在勤の方にご利用いただいています。この在勤・在学者というところですが、今年の11月に東京都でもパートナーシップ制度を開始することになりましたが、東京都の制度でも在勤・在学への適用が予定されています。

パートナーシップ制度は、法律上の権利義務が生じないもので、あくまでもお二人からパートナーだと届出があったことを証明するにすぎないのですが、民間では最近、住宅のペアローンや生命保険などで、行政が発行する証明書があれば利用できるということもあり、そのような用途があります。

また、同性のカップルの方が一緒に住むときに、大家さんから、今までは同性間で一緒に住むというのを認めていなかったけれども、国立市でパートナーシップ制度が始まったので、証明があれば一

緒に住んでもいいと言われて取りに来ましたという方もいました。そういう点では、この制度を作った意味があったということではありますが、男女のカップルだと結婚していなくても一緒に住めるのに、同性同士だと証明がないと住めないということは、やはり人権上の問題だと思っています。

制度導入に併せて、市の職員の結婚休暇などの休暇や、亡くなったときの退職手当を遺族に支払うというところで、同性パートナーも対象にしました。退職手当に関する適用は国立市が全国で初めてでした。ほかにも、例えば災害見舞金を退職手当と同じように遺族に支払う際に、同性パートナーも対象とするか、まだ検討中ですがその辺りも今後整理していく必要があると思っています。

パートナーシップ制度はお二人の関係を証明するものですが、どちらかにお子さんがいた場合にお子さんを含めた関係を証明するというファミリーシップ制度を、明石市が令和3年1月から開始しました。国立市でパートナーシップ制度を議論していたときには、ファミリーシップの議論を明石市でもしていなかったのですが、こういったことも最近ほかの自治体で始めているところですよ。

証明カードには、この提示を受けた方がアウトティングをしないようにと注意書きも入れています。

【太田委員長】 今ご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【本田恒平委員】 特に事業者なのですが、条例を認知する機会というのはあるのでしょうか。例えば国立市の女性と男性及び多様な性の条例の7条で事業者の責務が定められていて、8条で禁止事項が定められていると思うのですが、それを知らない事業者が多分いっぱいあると思います。条例だから調べなくていいと思っている人たちがいると思うのですが、例えばペアローンをやるとか、クリニックでどうのというものに関しては、事業者の理解度が求められると思います。一律に認識を底上げするのは難しいと思いますが、会議を開くというようなことをやられているのでしょうか。

【事務局】 パートナーシップ制度を作ったタイミングで、総合病院へ制度の周知に行きました。ただ、国立市にはないので、近隣市の総合病院に行きました。不動産業者へもアナウンスをしたほうがいいのですが、そういう集まりの機会がなく、これまで特段説明はしていません。市内全体としては市報の一面で、事業者の方にもお願いしますというアナウンスをしています、個別にということはありません。

【本田恒平委員】 大家さんから提示を求められるというのはレアケースで、かなり理解のあるほうだと思います。そういう人たちがいる一方で、すごく雑な扱いをされるようなことと生活の中で隣り合わせなので、がっかりしないような生活水準まで上がるといいと思います。

【齋藤真希委員】 くにたちパートナーシップ制度が始まったことは素晴らしいことで、すごく評価したいです。本田委員がおっしゃったような課題があるのであれば、今回の委員会の中で周知ないし認知の向上に努めていくというのがいいのかなと思います。

【太田委員長】 最終評価を取りまとめていきますが、創設という提言に対しては実現しているというところで、さらにそれをより実効性の高いものにしていくという意見を最終評価に盛り込んでいくのではないかとこのところだと理解しました。

【遠藤委員】 コロナの定額給付金が支給されるようになったときに、DVの被害を受けている人は住民票などがなくても申請できるようになったのですが、その中でいわゆる同性パートナーからの被害を受けていて給付を受けたいという例がなかったかお聞きしたいです。

【事務局】 10万円の給付金は世帯主に対して支払われるので、DV被害の方が加害者と別居したときに、住民票を移していなければ加害者である世帯主に家族全ての給付金が入ってしまうということが課題となり、被害者の方が各自治体の窓口に出すことによって、その方に10万

円を支給できるようになりました。

同性カップルについて市のほうにご相談があったというのは、少なくとも市長室では把握していません。地域の中にはいらっしゃる可能性があると思いますが、現状では把握していません。

【山下委員】 「婚姻が認められればこんな議論をしなくていいけれども、国立市だけでなく他の地域へ広がっていくといいですね」という議論をして、在勤・在学を含めたことで、東京都にも広がっていった方がいいと思った反面、国立市の方が東京都のほうを利用して、実態が見えなくなってしまわないかと若干心配しています。パートナーシップ証明は出して終わりではなく、出すことで可視化されたり、当事者の生活がよくなったり、先程の部屋を借りられるようになった例とか、でもまだ足りていないというのもフィードバックがあって、国立市の中でもっと社会をよくするにはどうすればいいかという輪の中の1つとしてのパートナーシップなので、東京都という広域になったときに、実態が見えなくなったら本末転倒なので、若干気になりました。

【太田委員長】 東京都の制度が始まってどんな影響が出てくるのかというのは、恐らくこれからだと思いますが、何か事務局で把握していることはありますか。

【事務局】 東京都の制度を創設するに当たって、既に制度を持っている自治体はどうやって相互に連携していくか、持っていない自治体がそれでも個別に作っていくのか、それとも東京都の制度に委ねるのかというところで、意見交換してもその温度差が出てきています。委ねようとして議論が止まってしまうところがあるという印象を受けています。

パートナーシップ制度は、住居と病院というところが大きなメリットだと言われていますが、国立市には市営住宅がありませんので、東京都の制度によって同性パートナーでも都営住宅が家族と同様に申込みできるとなれば、国立市の証明書を持っている方がそこに対象となっていくことが1つ期待されることです。市で十分できない部分を東京都の制度によってカバーできることを期待しながら、引き続き東京都とは密に情報交換をして連携していきたいと思います。

【太田委員長】 引き続きこの点についても最終評価に向けてご意見がありましたら、次回以降出していただきたいと思います。

次に、課題8に対する提言2の「性のあり方について悩む方の居場所づくり事業」について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 性的マイノリティの方が安心して交流できるような居場所を作ってほしいという提言を頂いて、それに対して令和2年度と令和3年度に、くにたち男女平等参画ステーション・パラソルで、ふらっとSOGIカフェというものを新しく開催しました。コロナ禍のためオンライン開催で3回行い、その後、昨年度は対面での開催を3回行いました。参加者は毎回数人です。定期開催はなかなか難しいので、開催する前にホームページで周知するのですが、常にホームページやTwitterを見ている方はなかなかいないので、もともとパラソルにつながっていた方やSOGI相談に来られた方に個別にご案内するのが中心で、周知の面で課題があったということです。

もう1つは、性的マイノリティの当事者の方の他に、支援者の方や関心がある方もという形ではあるのですが、シークレット感があるような会なので、そういう形がいいという面もあれば、どんなところだろうと、行きづらいということもあるかもしれません。

今後の課題としては、このSOGIカフェを続けるとした場合には、年間を通じて隔月などで定期開催して、常にこういう場があるというように周知しやすくしたいと思います。また、SOGIだけではなくもう少し広げてジェンダーのことについてもみんなで語り合うみたいな会にして、いろいろ

な関心事のある人が語り合えるような場所にするといいと思っています。もちろん、アウトイングしないというようなことをルールとして設けて、性的マイノリティの方も安心して参加できる場にしていきたいと思います。

SOGIカフェに似たものとしては、日野市、清瀬市、世田谷区、文京区などで同じようなものが開催されているので、そういうところとも住み分けをしながら続けていきたいと思っています。

今年度から近隣の7市と連携して、にじず多摩というユース世代の性的マイノリティの方の居場所を作りました。大人と違って若年層の特に中高生だと、家庭と学校の往復の中で暮らしていて、そこでカミングアウトできないと自分の性の在り方をオープンに生きられないので、孤独感を抱えやすいということや、同じ当事者と出会う機会にしても、当然出会うこと自体はあるにしても、お互いにそうなのだということが分からない中で、ロールモデルを見つけられないということがあります。にじずさんという団体が、表参道や埼玉でユース向けの居場所を開催していることを知り、多摩地域でもやってほしいということで委託しています。委託費は東京都市長会という多摩地域の26市が加盟している組織から補助金が出ていて、国立市からの支出なく、連携事業としてやっています。

国立市から、パートナーシップ制度をやっている自治体あるいは関心のあるような自治体に声をかけて、現在8市でやっています。国立市単独でやろうとすると、国立市の子どもたちを対象にすることが目的になるので、そうすると同じ学校の生徒が対面するおそれがあるなかなか参加しづらいとか、ある程度人数がいたほうがいいのに国立市だけでは人数が集まらないということもあるので、8市連携ということに意義があると思っています。

もともとにじずさんが民間ですべてやっていますが、行政がやることによって学校への周知がしやすくなります。国立市でも市内小中高全校にこの事業を周知して、ポスター掲示のお願いをしています。担任の先生やスクールカウンセラーから、相談があったときに居場所につないでもらうとか、市がやっているということで、保護者の方や地域の方の安心感も生まれるのではないかと思います。

【太田委員長】 新しい居場所づくりの試みを様々していただいているということですが、今ご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【齋藤美帆委員】 パラソルさんの活動は生徒を通じて存じ上げていますが、にじずさんのことは伝わってきていません。パラソルさんで活動している生徒たちからもにじずさんみたいな団体があるということも聞き及んでいないので、まだまだなのかなと思いました。

高等学校は必修で1年生と2年生に対して総合的な探究の時間が設けられていて、自分のやりたいことや関心のあることをテーマに1年ないし2年研究をして発表するというのが大体の流れで、私も2年間携わってきました。性的マイノリティだけではなく、しょうがいしゃや同性の結婚やジェンダーについて関心を持っている生徒が非常に多いです。けれども、前回も言いましたが、学校の大人がなかなか手出しできないというか、積極的にこういうところがあるということと言えないのです。私はたまたま国立市に住んでいて、パラソルさんのことを存じ上げていたのでつないだのですが。

高等学校の総合的な探究の時間はやらなければいけないものなので、そこへ都教委なり何なりに働きかけて、こういう場があるので、先生たちを介さなくても子どもたちにそこを紹介していただければつながりますみたいなことを言っていただければ、そこに関心のある子や当事者が集まって、学びの場であるという前提があると行きやすいのではないかと思います。何も目的がない中でおいでおいでと言われても、関心があってもなかなかパラソルさんに行けない、行く動機というか一歩が踏み込めないのですが、探究という学びがあって、さらに自分にそういう関心があると、すんなりそこへ行っ

てみんなと対等に偏見なく語り合えるのではないかなと感じました。

【太田委員長】 様々な取組を国立市でやっても、ニーズのあるところになかなか情報が届いていないのではないかとこのところでしょうか。

【山下委員】 居場所づくりがこうやってパラソルさんやにじーずさんなどと進んでいるのが本当に素晴らしいと思いました。私はSHIPのにじいるキャビンの代表も知り合いで、SHIPが神奈川県弁護士会の人権賞を受賞したときのお祝い会にも行って思ったのですが、そのときに養護の先生方がいらっしゃって、先生方がおっしゃっていたのは、顔を見える関係でここがどんなところが分かっているの、保健室にセクシュアリティについて悩んでいる子がいたら一緒に連れていけるといところが、お子さんにとってもつなぐ先生方にとってもよかったという話を聞いて、なるほどと思いました。せっかくこれができる、チラシだけ配られると先生方も「何だろう」となるし、市と連携しているからおかしな団体じゃないということのハードルは下がると思います。困っているお子さんがいたときにここにつなごうと思うのだとしたら、ここがどんな場所なのだろうというのがもう少し体感できるといいと思います。SHIPだったら場所としてあるので見学に行けば目に見えるのですが、オープンデーになっていて雰囲気が分かりにくいのだとしたら、どんな人がやっているのかとか、どんな雰囲気でやっているのかと、養護の先生やスクールカウンセラーやソーシャルワーカーさんが人的につながるとつなぎやすいのかなと思いました。ますますこれが困っている当事者に届くといいなと思います。

【太田委員長】 そういった点もぜひ最終評価のほうに盛り込んでいければと思います。

【林委員】 本当に必要とされている方へのリーチの話で、特にユース世代がなかなかということかと思いますが。別の行政区からご相談頂いているのですが、居場所づくりを熱心にされていて場は作っていますと。今回の国立市さんのように、行政の施設内や公的な場所であることが逆に足かせになっているようで、若者にとってはアクセスがしにくいとか、行政機関のウェブサイトが若者が見るといものなかなかないので、リーチできないことが悩みということです。私は民間企業でカフェを運営していて若者がターゲットになっているので、何かと一緒にという話を承っているのと同時に、その行政区の中に大学も複数あり、民間企業と大学と行政と三者でできないかという話をしています。

定期開催ができればというコメントがあったと思いますが、居場所づくりで何が課題なのかはお話から見えなかったので、そこを掘り下げた上でどういうことができるのか、情報発信なのか場所の問題なのか何なのかというところをクリアにすると、次の一歩に進むのかなと思いました。

【太田委員長】 何が今のところの課題なのか、場所は様々工夫して設定したけれども、参加者が伸び悩んでいるというところに注目するのであれば、それは周知方法の問題なのか、あるいはもっと若い人たちやあるいはその他の人たちがアクセスしやすいような場所の設定の仕方を工夫していかなければいけないのではないかと、そのようなご指摘だったと思います。

【本田貴子副委員長】 国立市の市報で、「LGBTユースの居場所を定期開催しています。にじーず多摩を定期開催しています。」という記事を私も拝見したのですが、その記事がすごく目にとまりやすく、イラストがすごく分かりやすく良かったなど。あと、当事者かもしれないと認識している人も来てくださいますように呼びかけていたのが、すごくいいなと思って見ていました。

【太田委員長】 結構目につく周知もあるのだということですね。

【齋藤真希委員】 林委員がおっしゃったアクセスの認知のやり方の話なのですが、私も市報が素晴らしいのは拝見しましたが、若者は市報を見るのだろうかと思って、もしかしてInstagram

やT i k T o kなどのほうが目についてアクセスしやすいけれども、考えている私たちがあまり使ったことがないということがあるのだろうなと思って、若者の力を借りた認知向上のやり方も考えていくといいと思いました。

【太田委員長】 様々に工夫をしていく中で、来てほしい人たちの意見を取り入れるという工夫もできるところなのだろうと思います。

【事務局】 居場所を定期開催するということまではうまくいったのですが、周知が課題です。例えばS O G I カフェや他の区市でやっている居場所は、基本的にその区市のツイッターや市報などの媒体、ホームページで周知することになりますので、なかなか当事者に届きづらいです。今回、にじーず多摩は、周知に関してもにじーずさんが全国で展開している居場所の中に位置づけて、にじーずさんのホームページやT w i t t e r、I n s t a g r a mなどで周知しているので、不十分ですが自治体だけでやるよりはいいのではないかと考えています。

市報に載せても対象とする23歳までの方はなかなか見ないというところですが、行政が実施する意味としては、学校でどれだけ周知できるかが大きいと思います。この連携事業では、学校への啓発についても予算に計上しています。学校から依頼があった際に、当事者の講師の方をそこに派遣して、多様な性に関する生徒向けの授業や教員研修をする中で、この居場所があるということを先生や生徒に周知することを想定しています。先生にこのポスターを配ってくださいということだけだと、なかなかやっていただけないので、まずはぜひ無料で研修をやってくださいと言って、その中でこの居場所を先生に周知していこうと思っています。

国立市内では小中高全校に周知し、他の7市も同様に各学校へ周知しています。授業や研修も市の予算ですという位置づけで周知をしていますが、学校だと今年度のカリキュラムがもう決まるところが多いということで、依頼はまだ来ていません。継続していく事業なので、来年度はもう少し学校へ周知できたらいいと思います。

民間での周知も大切だと思っています。学校でポスターを貼っていただければ一番いいのですが、貼っていただけないと、そこに通っている子どもたちはそれを目にする機会がなく、居場所の存在を知ることができません。町なかでポスターを目にする機会があれば見ていただけるということで、商工会などにも協力いただけたらと思っています。

【太田委員長】 既に様々な工夫をご検討中であるということがよく分かりました。

○齋藤美帆委員 にじーずさんの活動は、そこにいる当事者の若い人たちが動いていますか。それとも、彼らを支援する大人が動いていますか。

【事務局】 にじーずさんは、遠藤まめたさんという当事者の方が中心になって、基本的に20代、30代の若い大人の支援者が中心になって運営しています。参加者は23歳までの当事者に限定していて、当事者以外の保護者や関心があるという方は、当事者のプライバシーというところで入れない形になっています。

【齋藤美帆委員】 なぜこういう質問をしたかという、子どもたち、生徒たちを巻き込んだほうがいいのかなと思います。大人がやっていることって、やはり二の足を踏んでしまうと思います。公共媒体が届きづらいのも大人が発信しているからで、中高生は特に中高生が作ったものや発信するものに物すごく関心を持って見てくれるので、福井県のJ K課じゃないですが、中高生が主体となってこの活動、居場所づくりの事業を動かすようなものがあると、ずっと人が集まりやすかったり、広報も広がったりするのではないかと思います。

学校を動かすのは難しいと私自身も感じて、カリキュラムが決まっているので、年度途中で「こんなのですか」と言われても、実現するのは数年後みたいな感じになるのではないかと考えているので、子どもたちを動かすような取組のほうが、スピードが速いような気がします。

【太田委員長】 次に、課題9の「計画の推進体制の強化」の提言1「多様な性と人権に関する市民意識調査手法の再検討」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 この多様な性と人権に関する市民意識調査というのは、この計画の評価と次期計画の策定に当たって、市民の意識を基礎資料として調査するというもので、平成27年に現計画の策定のための調査、令和元年に中間評価のための調査、令和5年4月に最終評価と次期計画策定のための調査をする予定です。

前回の令和元年の調査では、解答率が24%くらいでかなり低かったです。一方で調査対象にしている母数は3,000名で、他市は1,500名から2,000名くらいでやっているところもありますので、全体の回答数としてはそこまで少なくはないというところではあります。

回答率向上のための方法としては、「多様な性と人権」という調査タイトルで、市民の方がその調査票を受け取ったときに、自分に関係のあることと認識されづらいかもしれないというところがあります。他市は、ほぼ男女平等ということをやっているのでも、男女平等ということにするほうが見てもらいやすいかなと思います。また、設問数が細かいのを含めると全部で50問くらいあります。これも他市に比べて多過ぎるとわけではないですが、もう少し削減することも考えられると思います。

回答率が高い市にヒアリングすると、この調査は重要なので回答してくださいというチラシを調査票と別に1枚入れるとか、調布市はゲゲゲの鬼太郎の作者の水木しげるさんのゆかりの地なのでゲゲゲの鬼太郎を封筒に載せるとか、そのようにして40%以上の回答率になっています。ただ、そういうことをすると費用の課題があります。3,000名の母数を減らせば費用面を浮かせられますが、母数を減らして回答率を上げることが果たしていいのかどうかということで、要検討だと思います。

ウェブ回答併用方式は、費用の負担なしでできます。男女平等にかぎらない全体の市民意識調査を毎年、市でやっていて、そこでもインターネット併用方式にしていますが、回答率としてはそこまで伸びていないという現状です。

【太田委員長】 調査手法の再検討をお願いしたいという提言で、既にいろいろと検討をして方策を考えていただいているというご説明でしたが、皆さんから、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

【本田恒平委員】 750人くらいだったら結構多いサンプルサイズなのかなという印象ですが、そもそもこの調査は、質的調査なのかあるいは何割がこういう問題を抱えているというのを無作為抽出するような量的調査なのか、何を重点的に聞いたかったのですか。

【太田委員長】 調査の中身については、前期のこの委員会で質問の文面も表現方法等も細かく検討して完成させました。主にこの推進計画に資するデータということで行われた調査で、量的調査か質的調査かで言うと、量的調査の側面が強くて、自由記述欄もかなりあって充実した回答がありました。回収率で評価されるような類の調査であつたらうと思います。

【本田恒平委員】 結構わんぱくな調査だったということですね。量的にも質的にも。

【太田委員長】 通常、自由記述欄はどういった調査でも設けられるものだと思いますが、恐らくそこに書かれた内容の充実度ということかだと思います。

【事務局】 この調査は概ね4年に1度行っているものです。現計画は8年計画ですので、今回はこの中間評価をするためにこの調査を行ったもので、皆様に議論いただくための資料として、市民の認

識はどうなっているのかというところをはかるために行いました。今回最終評価を行っていただくわけですが、前回スケジュールをお示した通り、令和5年4月を予定しております。今年度の後半あたりには設問項目等を皆様と議論させていただくことになると思います。その際に、どのように実施するかというお話もあるかと思えます。

【太田委員長】 具体的な方法について、またここで議論する機会があるということですね。

【本田恒平委員】 無作為で抽出した場合、年齢やジェンダーで偏りが生じるというのは、しかたがない部分があると思っています。質的調査でも量的調査でも、無作為抽出にこだわらなければ、有為抽出で、割当て方式で、例えば30歳は人口の何割いるので大体このくらいの比率で回収して、男女比はこのくらいでといった目標を設定して、それを回収するまでやるというようなことはあり得ると思います。ただ、量的調査でサンプルサイズを大きくしてということがあるのであれば、年齢で偏りが生じてしまうのはいたし方ない部分もあるのかなと思います。その上で内容をどうするのかということになるのかなと思いました。

【山下委員】 例えば私のところにぼんとアンケートが来て50問あるとなったときに、それでも協力しようと思うのだとしたら、1枚の概要で協力のお願いが来たときに、自分が回答することがどういうふうに役立つかというのがぱっと分かると、ではやろうかなと思います。

そのときに2点あって、1つは、ずっと定期的に行っているもので、どういうふうに変化してきているのかということです。例えば、国立市で男女平等に関する意識は、こんなふうに変化してきていると。そして、次に国立市がどうなっているかが分かるように、ぜひご協力頂きたいのですと。男女平等に関する意識は大昔と比べると多分変わっていますよね。もう1つは、こうやって協力していただき、かつ自由意見欄もあるのですが、市がこんなことを新たに始めて、よりよく国立市の社会が変わっていますと。だからこそ今回もお願いしますと。この2点、変化が今までどうだったかと、どうやって活きているかというのが分かれば、ではこれを書いたらまた何か変わるのかなと思ってもらえるものが、分かりやすく1枚とかであるといいと思いました。

【太田委員長】 チラシを同封するという工夫と、協力することによってどんな変化がこれまであり、今後どんな変化が見込めるのかということも併せてアピールしていこうということでしょうか。

【事務局】 前回の調査では、パートナーシップ制度について、約8割の方が賛成という回答がありました。これは制度をつくるに当たって非常に大きな力になりました。山下委員がおっしゃるように、取るだけではなくて、その結果どういう政策に反映されたのか、次回の調査の際には資料を作成して、実感しながら答えていただくことは効果があると思いました。

【山下委員】 端的にぱっと8割と出て創設までぱっといきましたというのもあるし、じわじわじっくりやっている課題についてもという両立があるとよりすてきかなと思いました。

【単内委員】 以前の調査がありますが、そこからの変化みたいなことも今回の調査で取る必要性とか、取る意思があるのかどうでしょうか。それも設問をどうするのかとかに関わってくるのではないかと思います。そのために前回調査との連続性の辺りをどういうふうと考えておられるのでしょうか。

【太田委員長】 そういったことも含めて、調査の設計もここで今後議論して決めていくことになるかと思えます。そのときに、これまでの様々な変化等の資料も併せて事務局にご提供いただくことができれば、より具体的な検討がここでできるかなと思います。

次に、課題10「市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり」に対する提言2「多様な性（LGBTを含む）のガイドラインの早期策定及び運用」について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 前回頂いた提言としては、多様な性に関する職員のガイドラインを作成してほしいということとして、これに関しては昨年の3月にガイドラインを作成しました。基本的には市の職員や学校の教員向けに作成したのですが、市民や市内事業者にも広く見ていただきたいということで、ホームページにも公開して、市報の1面でも取り上げました。

このガイドラインは市役所で毎年実施している職員向けのLGBT研修でも配布して説明するという活用をしています。今後は多様な性の分野に限らず、もう少し広くジェンダーに関するガイドラインを新しく作成するのか、もしくはもう1つガイドラインを作るとなると大変なので、次期計画を策定する際に、そういった観点や今回のガイドラインの内容を含めて盛り込んだ形の計画にするとか、そういったことも考えられます。

【太田委員長】 市が率先してガイドラインを整備してほしいという提言に対して、既に令和3年にこういったガイドラインを作成済みというご説明でした。ご意見、ご質問ありますでしょうか。

【齋藤真希委員】 先ほどの議題のところ、職員の中でも意識が高い人低い人というお話があったと思います。ガイドラインを作るセクションの当事者であれば、当然自分事として受け止めている部分はあっても、市職員全員がそのガイドラインをきちんと見て受け止めているかという、多分そうではないということが見えているのかなと思いました。手段としてガイドラインを策定しましょうというのはすばらしいことですが、これをさらに市職員の中に腹落ちしていただくとか、そういった取組が必要だと思いました。ガイドラインはとてもすてきなものが出来上がったなと感じています。

【太田委員長】 非常に多岐にわたるガイドラインで、前半部分は意識の面に注目したような内容になっています。ただ、そういった意識が、1つ目の点検項目にあったような性別比率の問題にも間接的にはつながっていくのであるということ、もう少し分かりやすく徹底して伝えていく方策が必要なのかなと思いました。

【齋藤美帆委員】 ガイドラインが目的化してはいけないと思うので、これを使って市職員の人たち、特に若い世代の職員の方々が中心になって、何かアクションを起こすことがとても大事だと思います。東京都にもガイドラインがいっぱいありますが、ただあるだけで誰もめくらないものが多く、これを活用しているということ、これを可視化してほしいと思いますし、それによって何かが変わったという変化が分かるような手応えがあるといいと思いました。

【太田委員長】 ガイドラインを作成してほしいという提言に対しては、速やかにしていただいたところで高く評価できると思います。先ほどのパートナーシップ制度も同様ですが、それをどれだけ実のあるものにしていくかというところで、その辺りの観点を次の計画にどう生かすかというところで最終評価を作っていけたらと思います。

【巢内委員】 このガイドラインというのは市の職員だけを対象とするものでしょうか。なぜそんな質問をしたかという、だいぶ前に母子家庭向けの子どもを預かるサービスを国立市で利用させていただいたことがあって、そのときに、市から事業を委託された方がうちに来ていただいて、面談をして子どもを預かっていただきました。そのときに、「あなたはこういう理由で離婚した人ですね」ということをはっきり言われました。かなり個人的な情報だったのでショックを受けて、その制度を二度と使えませんでした。これは行政委託の事業における一つのエピソードですが、多様な性の当事者の方たちにとってみると、例えば福祉の面とか幾つかの面でやはり市のサービスを通じて外部に委託しているものに触れるものがあるのではないかと思います。外部に委託しているもの、学童の職員の方などああいうところとかに何か関係するのかなと思いました、いかがですか。

【太田委員長】 このガイドライン、表紙を1枚めくっていただくと、「本ガイドラインは、基本的には国立市職員と教職員を対象としたものですが、市内の企業や教育機関、医療機関、各種団体等においても参考にさせていただけるように作成しています。」とあって、もっと広くこのガイドラインを活用しながら、市と関わりのある事業者さんにも積極的に使っていただける働きかけをしてはどうかということでしょうか。活用方法も含めて、最終評価にもぜひ盛り込みたいご意見だと思います。

本日は皆様にご検討いただいた5つの提言についての進捗状況や現状についての点検を一通りさせていただきました。次回もこのような形でまた5つ程度の項目を点検させていただくこととなりますが、このような形で次回以降も進めるということによろしいでしょうか。

では、事務局のほうから次回について、ご連絡をお願いします。

【事務局】 次回ですが8月19日金曜日、17時から委員会室で行います。内容については、今回と同様に提言のうち5項目程度の点検をお願いします。回りの議題の資料、今回でいうところの中間評価答申提言の抜粋を8月上旬頃に皆様を送付いたしますので、回りの委員会までにお目通しいただければと思います。今、昨年度の推進状況調査を行っておりまして、こちらは次回か次々に調査報告書を提供させていただいて、その調査の説明をさせていただきたいと思います。

【太田委員長】 本日は提言が全部で19あるうちの5つについて事務局に資料を作成していただいて議論をして、順不同というような形でしたが、次回も恐らくこのような形で資料の取りまとめが済んだものから出していただいて、点検をしていくことになると思いますので、ご協力をお願いします。

話し足りなかった部分、あるいはこの委員会での議論の進め方等につきまして、お気づきの点がありましたら、最後にご意見を頂きたいと思います。本日はオンライン参加の方も3人いらして、私も不慣れなもので皆様に気軽に発言していただけるようにできたか反省しているところですが、次回以降も一部の方がオンラインでの参加となるとと思いますが、お気づきの点などありましたでしょうか。

【林委員】 オンラインでのルールがあってもいいかなと思いました。リアルにお話しされている方とオンライン側をつなぐのは大変なことだと思うのですが、例えばオンラインで参加している側が発言したいときに、何かハンドボタンを押しましようとか一定のルールを作っておけばスムーズかなと思います。あと、資料のどれをというのが一々データで探さなければいけなかったのが大変で、画面上で資料を映し出していただくと、今どれを指しているのかが一瞬で分かるかなと思いました。

【事務局】 事務局で機器関係も含めて検討させていただきたいと思います。

【太田委員長】 本日は1つ目の項目で配付資料が多く、それ以外はそうでもなかったと思いますが、会議室で参加している私たちもばたばたしてしまいましたので、工夫ができればと思います。

【本田貴子副委員長】 私はパソコンを2台立ち上げてZoom用と資料を見る用とで分けていました。資料の番号を言ってくださってはいいたと思うのですが、その都度番号で「じゃあ、①を開いてください」とか、「②を開いてください」とかそういう程度でもいいのではないかなと思います。皆さんが画面を一緒に見ているのだったら画面共有もできると思うのですが、市役所の方はZoomに入ってそれを見ているわけではないですね。そうすると、画面共有をして資料を出すというのもそこで時間を取られてもったいないので、分かりやすく「今1番をやります」とかでも十分だし、カメラの近くで「今これですよ」と表紙だけでも映していただくとか、それでも全然違うかなと思います。

【太田委員長】 そうですね。私の進行の中で、今何番のどのタイトルの資料なのかをはっきり繰り返し言うことである程度解消できそうな気がします。

会の進め方以外でも、本日のお話が出た内容に関してでも、特にまだ本日ご発言でない方も含めて、

何か一言頂けることがあればお願いします。

【吉川委員】 個人的な思いになってしまうのですが、本日は開始からセンシティブなものにとらわれてしまい、ほとんど発言できず申し訳なかったです。女性の割合、男性の割合、そういったところに自分の場所はあるのかなとか、だからこそ女性と男性とLGBTQになってしまうのかなとかずっと考えてきたことなので、発言できなくなってしまいました。どうしてもそういう男女比のデータを必要とする協議なのかもしれないので、もしかしたら自分がここにいてもよくないのかなと。一応発言はしようと思って話しています。

【太田委員長】 貴重なご意見だと受け止めました。どうしてもこれまでの議論の進行上、性別比率であるとか、男性が中心の会議でどうやってそれ以外のジェンダーのプレゼンスを高めていくかということに課題意識が向きがちであったというところは事実としてあるだろうと思います。ただ、こういった問題の認識のされ方や課題の立て方にも様々な問題が含まれているということ、非常に思い出させていただいたご発言だと思います。

ある程度既に決められた枠組みでの委員会の仕事をしなければならないというところもあり、すぐに対応できる所とできないところがあるとは思いますが、少なくともこの委員会の中で議論をともにしている私たちメンバーの中では、今の貴重なご指摘を深く受け止めて、今後の議論でぜひ考え続けていくべきだと思います。

【遠藤委員】 吉川委員のお話にもありますが、意識調査をするときに、アンケートはすごく限界があるというかあまり日常的な行為ではないですよ。私たちが何のためにこういうことをやっているかという、市民の方々が日常的に生きやすい社会を作りたいという思いなので、様々なまちの中の声をしっかり拾うことをどうやったらできるのかを考えないといけないと思います。そういう意味では、苦情相談窓口がないといけないと思います。

私も社会福祉法人をやっている、毎月ヒヤリハットというのを挙げてもらいます。大したことではないのですが、支援をしていてこれはヒヤッとしたとか、大問題にはしていないけれども、ちょっと気になるということや挙げていくミーティングでやっています。それを全体で共有してどう改善できるのか一緒に考えていきます。そんなやり方というか、システムというか、何ができるのか分からないけれども、面と向かって言うこと以外のところにいろいろなことが潜んでいると思うので、そういう声をどうやって集められるのかを一緒に考えられたらいいなと思いました。

【太田委員長】 まさにそれを考えるために、この委員会で議論を続けていくことになると思います。

【齋藤真希委員】 私は会社で女性のエンパワーメントサークルをやっています。会社の中にもLGBTアライのコミュニティがあるのですが、吉川委員がおっしゃった、女性にフォーカスするとか、男性にフォーカスするという話になった際に、そのLGBTとかアライという皆さんが疎外感を抱いていたのかもしれないと改めて気づきを得ましたので、今後活かしたいと思います。そのようにおっしゃっていただいております。この場では、いつでも言ってもらっていいのではないかなと思います。

【太田委員長】 吉川委員にご発言いただいたこと以外にも、気がつかないで様々な議論を進めてしまっていることもあるかもしれませんので、次回以降も率直なご意見をその都度ご発言いただきたいと思っています。

では、本日はこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

— 了 —